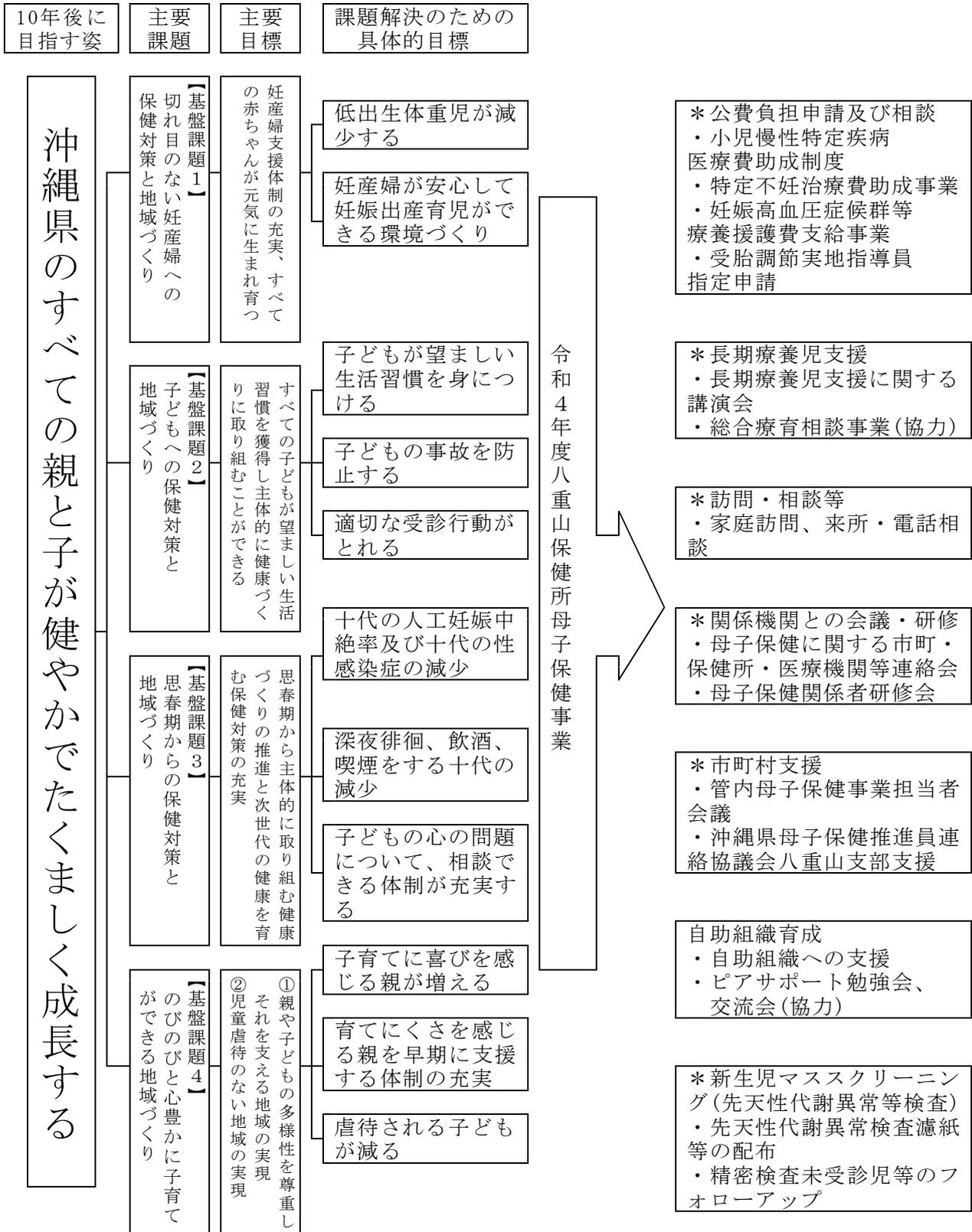


第 3 地域保健班

1 母子保健事業

(1) 健やか親子おきなわ21(第2次)の体系図と保健所母子保健事業

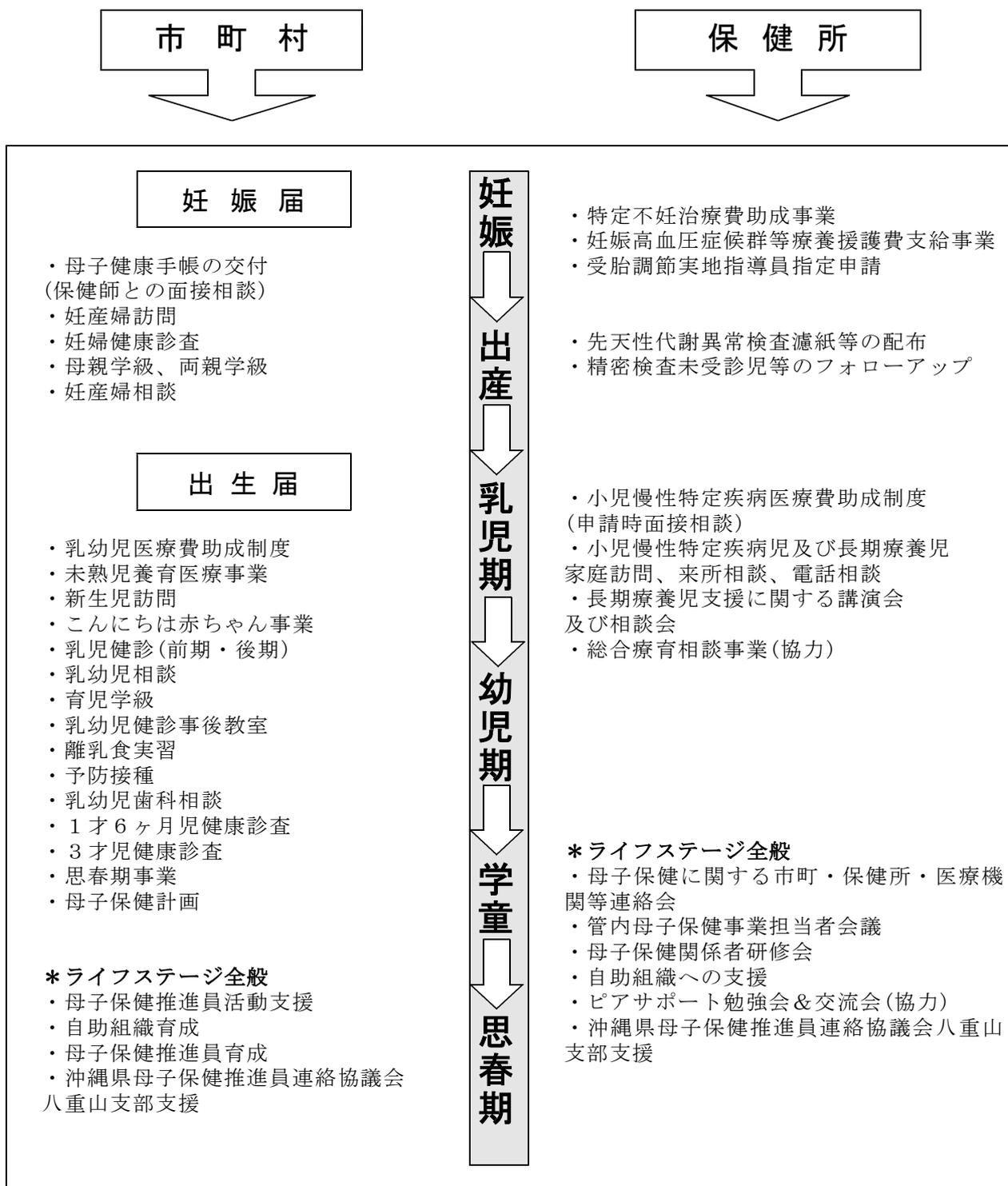
沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ21」は平成13年度に策定され、平成26年度に最終評価を迎えた。新たな課題をふまえ、平成27年度からの10年間を計画期間とした「健やか親子おきなわ21(第2次)」が策定された。



(2) 市町村と保健所における母子保健の体制

母子保健は、生涯を通して健康な生活を送るための第一歩であり、また次の世代を健やかに産み育てるための基礎である。

平成9年地域保健法の全面施行に伴い、市町村においては住民に身近な頻度の高いサービスを実施し、保健所は広域的・専門的な母子保健サービスの提供や市町村相互の連絡調整及び研修を担っている。また、法律の改正により、従来保健所が担っていた未熟児養育医療や育成医療は平成25年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により市町村へ権限移譲された。



(3) 保健所における母子保健事業

ア 公費負担申請及び相談

(ア) 小児慢性特定疾病医療費助成制度について

概要：小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者：保護者が沖縄県に住所を有する18歳未満の児童のうち、厚生労働大臣が定める対象基準を満たす者。新規認定は対象児童が18歳の誕生日を迎える前々日までとし、承認された疾病について18歳以降も継続治療が必要な場合は20歳未満(誕生日の前日)まで延長申請が可能。

対象疾病：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患の16疾患群のうち、788疾病が対象となっている(R5/3/31時点)。

対象範囲：都道府県、政令指定都市、または中核市が指定した小児慢性特定疾病指定医療機関の窓口を受給者証を提出することにより、医療費助成を受けることができる。ただし、認定を受けた疾病以外の治療や、指定医療機関以外での治療、医療保険適用外の費用等については、医療費助成の対象とならない。

< 給付状況 >

a 市町別(延件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
石垣市	99	103	115	107	105
竹富町	2	3	4	6	9
与那国町	3	3	3	2	3
合計	104	109	122	115	117

b 疾病群別(延件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
悪性新生物	5	4	4	2	7
慢性腎疾患	7	8	7	8	8
慢性呼吸器	5	4	6	7	5
慢性心疾患	28	28	32	25	25
内分泌疾患	30	33	35	30	29
膠原病	4	4	5	4	4
糖尿病	4	4	5	3	6
先天性代謝異常	2	2	3	5	2
血液疾患	1	1	1	0	1
免疫疾患群	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	9	14	14	17	14
慢性消化器疾患	5	5	6	9	8
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	0	1	1	5
皮膚疾患	0	0	0	0	0
骨系統疾患	2	2	2	2	1
脈管系疾患	1	1	2	2	2
合計	104	109	122	115	117

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため有効期限が自動的に1年間延長となったため、本来更新を必要としない受給者や20歳以上の受給者が含まれる。

(イ) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、また医療保険適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。

※令和4年度から保険適用へ移行が決定され、令和5年度廃止予定事業。

<八重山圏域 申請状況>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	66 (25)	59 (15)	58 (20)	114 (40)	16 (0)

()は、年度内2回以上の助成を受けた件数で再掲。

(ウ) 不育症検査費用助成事業

研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に不育症検査に要する費用の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図る。

※令和3年度から実施された新規事業であり、1回の治療につき5万円までの助成が受けられる。なお、特定不妊治療費助成事業とは助成対象者が異なり、2回の流産、死産の既往がある者が対象とされる。

<八重山圏域 申請状況>

	令和3年度	令和4年度
申請件数	1	0

(エ) 先進医療不妊治療費助成事業

令和4年度からの特定不妊治療の保険適用への移行が決定されたものの、一部の治療については保険適用外となったことから、保険適用外となった特定不妊治療の内、先進医療に告示された不妊治療に対して助成することで経済的な負担の軽減を図る。

※令和4年度から実施された新規事業であり、1回の治療につき医療機関に支払った治療費に係る額（基準額の範囲内）の10分の7を乗じた額の助成が受けられる。

<八重山圏域 申請状況>

	令和4年度
申請件数	14 (11)

()は、年度内2回以上の助成を受けた件数で再掲。

(オ) 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が、必要な医療を受けるために入院した場合、その医療に要する費用の一部を支給する制度。支給対象者は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血および心疾患に罹患している妊産婦で7日以上入院治療を要したもの。ただし、当該妊産婦が前年分の所得税課税額の年額15,000円以上の世帯に属する者、助産制度を利用した場合は対象とならない。(令和4年度申請0件)

(カ) 受胎調節実地指導員指定申請

受胎調節実地指導員とは、母体保護法第15条に基づき、女性に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導を業として行う者、都道府県知事が指定を行う。(令和4年度申請1件)

イ 長期療養児支援

長期にわたり療養を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するためにその状況に応じた適切な指導や支援を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に実施している。

長期療養児支援に関する講演会

日時	内容
R5.3.4(土) 14:00~16:00	講話：子どもの慢性疾患と付き合いしていくために 療養生活を送るための心構えと患児及びきょうだい児への対応 講師：當間 隆也(Kukuru きっずクリニック院長)

ウ 訪問・相談等

保健師が母子保健相談等(来所相談及び電話相談)を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。 令和4年度(単位：件)

	実人数	延人数	延人数内訳		
			小児慢性特定疾病	特定不妊治療	その他
家庭訪問	6	11	8		3
来所相談	106	190	149	38	3
電話相談		427	366	25	36
合計	112	628	523	63	42

エ 関係機関との会議・研修

(ア) 市町・保健所・医療機関等連絡会

母子保健に関わる関係機関が、妊娠や出産、児の発育や発達に関する情報交換を行うことによりタイムリーに連携した支援ができることや、母子保健事業を円滑に行うことを目的とする。 令和4年度

実施回数	内容	参加機関
年4回	<ul style="list-style-type: none"> 自宅出産を希望する妊産婦への対応チェックリストの作成 妊産婦支援における課題の検討 子育て地域連絡票の活用について その他母子保健に関する課題検討、情報共有等 	保健所 管内医療機関(小児科、産婦人科等) 管内助産院 管内3市町

(イ) 母子保健関係者研修会

母子保健に関わる市町保健師等を対象に、研修を行い関係者のスキルアップを図ることで、母子が安心して生活できる環境をつくるために研修会を開催している。

日時	内容	参加機関
R5.2.17	講話：「介入に拒否的な養育困難ケースへの関わり方について」 講師：中部保健所 主任保健師 宮里明美氏	管内3市町

オ 市町村支援

(ア) 母子保健事業担当者会議

多様化する母子保健の課題について検討し、市町及び保健所、関係機関による効果的な事業を推進することを目的とする。

日時	内容	参加機関
R4.8.4	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業にかかる関係機関との連携体制について 母子健康包括支援センターの運営状況について 妊娠届出時間診票の集計結果、その他妊娠期から子育て期にわたる現状の共有 	管内3市町

(イ) 沖縄県母子保健推進員連絡協議会八重山支部支援

管内の母子保健推進員が、日頃の母子保健業務について市町間の情報交換を行い、スキルの向上と相互の交流を図ることを目的に実施。保健所は管内3市町と連携して理事会や研修会及び交流会などの支援を行っている。

令和4年度は、総会、理事会(年4回開催)が実施された。

カ 自助組織育成

(ア) 自助組織への支援

小児慢性特定疾病の新規ケースへ「ダウン症等親の会」「病気や障がいをもつ子の親の会」等の紹介及びつなぎを行った。

自助組織	活動状況
自閉症児者親の会(ちむほっと)	集会(不定期)
ダウン症等親の会(ピュアの会)	
口唇口蓋裂親の会(八重山シャボンの会)	
病気や障がいをもつ子の親の会(ぼちぼちくらぶ)	

(イ) ピアサポート勉強会&交流会(協力)

平成26年度より、NPO法人子ども医療支援わらびの会主催で「病気や障がいのある子どもを育てている親のピアサポート勉強会&交流会」を開催。保健所は対象者への案内、会場設営等を協力。平成30~令和4年度は開催なし。

キ 新生児マススクリーニング(先天性代謝異常等検査)

県内で出生した全ての新生児を対象に、マススクリーニング検査を行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防することを目的としている。保健所では採血機関への採血濾紙等の配布、精密検査未受診児等の受診状況確認及び受診勧奨を実施。

2 難病対策

(1) 難病とは

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

(2) 難病の行政施策

昭和47年に策定された「難病対策要綱」に基づき、「調査研究の推進」「医療施設の整備」「医療費の自己負担の解消」を柱として対策がすすめられてきた。平成27年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、「効果的な治療方法の開発と医療の質の向上」「公平・安定的な医療費助成制度の仕組みの構築」「国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実」を中心として総合的な取り組みが行われている。

〈沖縄県〉

昭和48年度：「特定疾患治療研究事業」の医療費全額公費負担が開始。

平成7年7月：申請窓口を本庁から保健所に移り、「難病対策事業」が開始。

平成10年5月：重症患者以外の患者を対象とした定額による一部自己負担が導入。

平成15年10月：所得と治療状況に応じた一部自己負担限度額7区分が導入。

平成19年10月：特定疾患追加医療機関の利用数が2医療機関から5医療機関となる。

平成21年10月：特定疾患が新たに11疾患追加され、対象疾患が56疾患となる。

平成23年12月：沖縄県重症難病患者入院施設確保事業開始。

平成24年6月：沖縄県人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業開始。

平成24年9月：沖縄県在宅重症難病患者一時入院事業開始。

平成25年4月：「障害者総合支援法」が制定され、障害児・者の対象に「難病等」が加わり、難病患者は障がい福祉サービス及び相談支援の対象となる。

平成27年1月：「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾病が56疾病から110疾病に拡大される。

平成27年7月：対象疾病が110疾病から306疾病に拡大される。

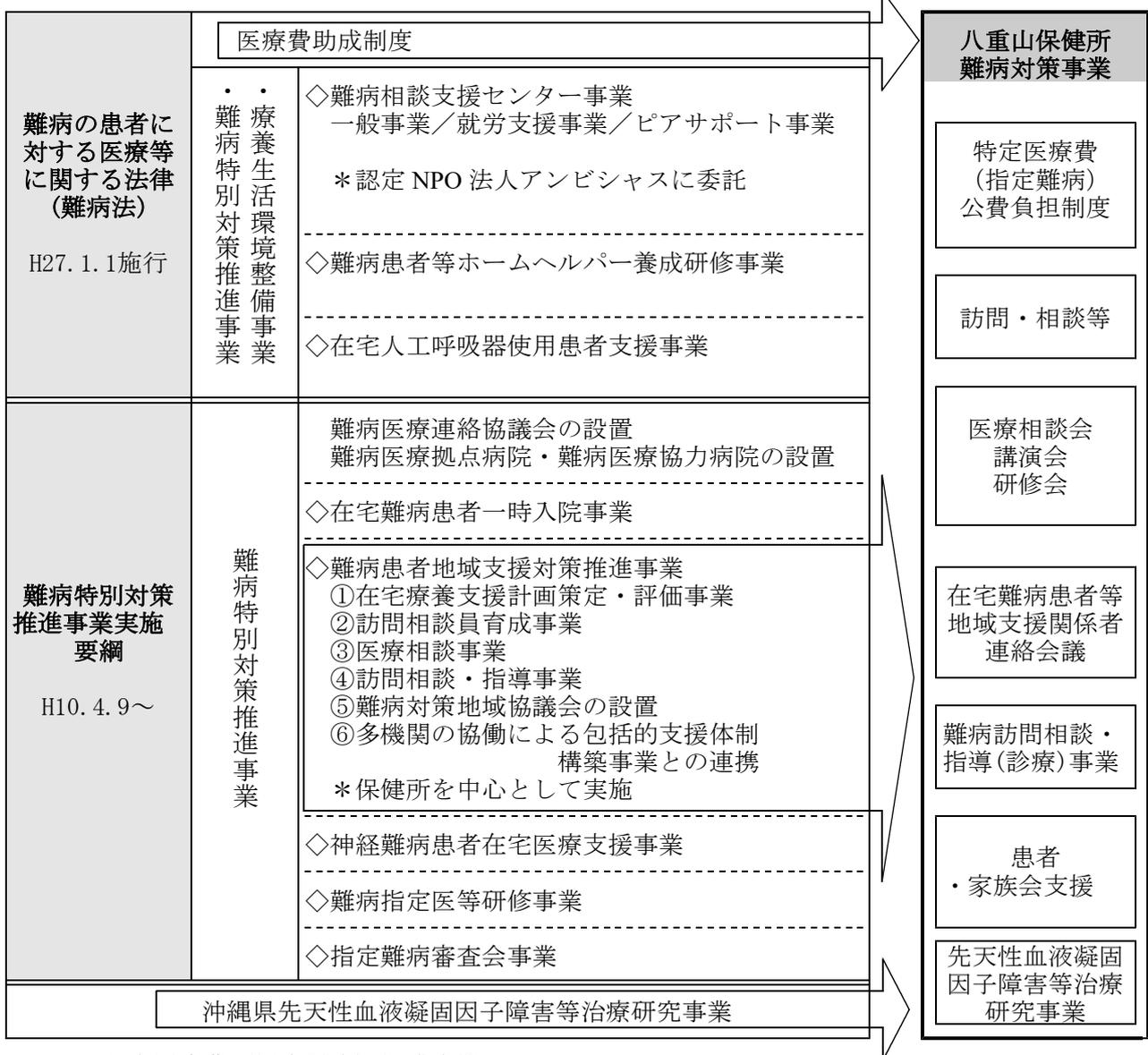
平成29年4月：対象疾病が306疾病から330疾病に拡大される。

平成30年4月：対象疾病が330疾病から331疾病に拡大される。

令和元年7月：対象疾病が331疾病から333疾病に拡大される。

令和3年11月：対象疾病が333疾病から338疾病に拡大される。

(3) 八重山保健所における難病対策事業



ア 特定医療費(指定難病)助成事業

概要：指定難病にかかっている患者の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者：沖縄県に住所を有する者のうち、次の①か②のいずれかに該当する者。

- ①指定難病にかかっており、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度の者。
- ②指定難病にかかっているが、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度ではない者で、申請月以前の12か月以内に、当該指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある者。

対象疾病：338疾病が指定難病として対象となっている。(R4/3/31時点)

対象範囲：認定された指定難病及びそれに付随して発生する傷病に対する医療費。

ただし、認定された指定難病以外の傷病に対する医療費や、指定医療機関以外での医療、医療保険適用外の費用等については医療費助成の対象とならない。

図1 特定医療費(指定難病)公費負担制度を受けるための申請手続きの流れ

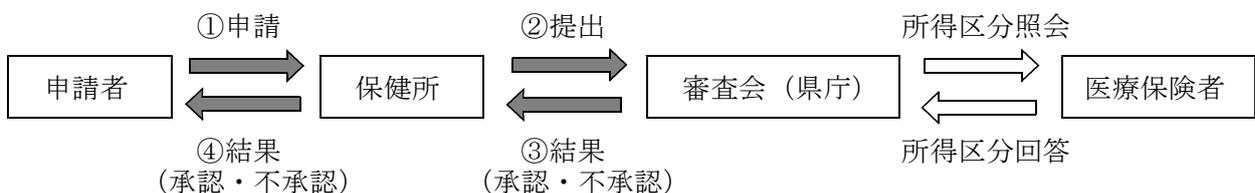


表1 疾病別・年度別交付件数

No.	病名	R2	R3	R4	R4末 全県
1	球脊髄性筋萎縮症	1	2	2	7
2	筋萎縮性側索硬化症	5	7	7	105
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	0	56
5	進行性核上性麻痺	9	10	9	224
6	パーキンソン病	76	65	66	1491
7	大脳皮質基底核変性症	3	4	3	63
8	ハンチントン病	2	2	2	17
11	重症筋無力症	14	13	16	355
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	5	4	4	61
17	多系統萎縮症	6	4	4	97
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	8	6	5	144
21	ミトコンドリア病	1	1	2	24
23	プリオン病	1	0	0	7
24	亜急性硬化性全脳炎	1	1	1	12
26	HTLV-1関連脊髄症	2	1	3	73
28	全身性アミロイドーシス	1	0	0	28
34	神経線維腫症	3	4	4	29
35	天疱瘡	1	0	0	35
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	2	2	2	28
40	高安動脈炎	2	3	3	60
43	顕微鏡的多発血管炎	1	2	3	96
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	3	1	70
46	悪性関節リウマチ	1	1	1	61
47	バージャー病	0	1	0	5
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	1	17
49	全身性エリテマトーデス	30	32	31	1228
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	4	5	5	304
51	全身性強皮症	5	5	6	224
52	混合性結合組織病	6	6	4	122
53	シェーグレン症候群	6	7	6	321
56	ベーチェット病	2	2	0	97
57	特発性拡張型心筋症	17	15	16	201
58	肥大型心筋症	1	1	1	22
60	再生不良性貧血	6	3	6	93
63	特発性血小板減少性紫斑病	7	5	5	140

No.	病名	R2	R3	R4	R4末 全県
65	原発性免疫不全症候群	3	3	3	31
66	IgA腎症	6	4	4	243
67	多発性嚢胞腎	7	7	7	108
68	黄色靭帯骨化症	11	7	8	119
69	後縦靭帯骨化症	20	15	14	415
70	広範脊柱管狭窄症	5	3	3	52
71	特発性大腿骨頭壊死症	12	12	13	234
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1	37
77	下垂体性成長ホルモン 分泌亢進症	1	1	1	26
78	下垂体前葉機能低下症	1	1	1	216
84	サルコイドーシス	2	2	2	147
85	特発性間質性肺炎	3	3	5	169
86	肺動脈性肺高血圧症	5	5	5	66
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	1	37
90	網膜色素変性症	25	18	19	421
93	原発性胆汁性胆管炎	12	10	10	368
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1	7
95	自己免疫性肝炎	4	4	4	55
96	クローン病	13	13	15	528
97	潰瘍性大腸炎	51	42	38	1068
159	色素性乾皮症	1	1	1	3
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2	2	1	45
189	無脾症候群	1	1	1	6
193	プラダー・ウィリ症候群	2	1	1	3
200	第14番染色体父親性 ダイソミー症候群	1	1	1	1
209	完全大血管転位症	1	1	1	12
222	一次性ネフローゼ症候群	7	5	5	161
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1	0	8
224	紫斑病性腎炎	2	2	2	12
266	家族性地中海熱	3	3	3	8
271	強直性脊椎炎	3	3	4	60
306	好酸球性副鼻腔炎	1	1	7	119
329	無虹彩症	1	0	0	2
△	その他の指定難病	8	7	11	1106
△	合計	452	401	412	11810

(令和5年3月末現在)

表2 市町別交付件数

	R2	R3	R4
石垣市	403	357	367
竹富町	37	30	29
与那国町	12	14	16
管内合計	452	401	412

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため受給者証有効期限が自動的に1年間延長となった。

そのため、本来更新を必要としない受給者がそのまま含まれる人数となっている。

イ 訪問・相談等

保健所にて患者・家族、関係者等に特定医療費の制度説明や保健師面談をとおして、必要なサービス等の情報提供を行っており、必要に応じて訪問相談を実施している。

表3 難病関連相談件数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
家庭訪問	23	50	19	43	12	23	11	35	16	37
来所相談	479	692	451	527	92	185	396	620	402	709
電話相談		322		238		359		535		762
合計	502	1064	465	808	104	567	407	1190	418	1508

表4 令和4年度疾患別訪問状況

疾患名	実人員	延人員
ALS	2	10
パーキンソン病	1	1
多系統萎縮症	2	5
その他	11	21
計	16	37

表5 個別支援に関する会議

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	4	13	7
疾患名	筋萎縮性側索硬化症 進行性核上性麻痺 多系統萎縮症	筋萎縮性側索硬化症 多系統萎縮症 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 ハンチントン病	筋萎縮性側索硬化症 多系統萎縮症 パーキンソン病
参加機関数	14	50	28

ウ 患者・家族会支援

同じ病気や悩みをもつ人たちが互いに支え合い、問題を解決することができるよう自助組織の育成・支援を行っており、会の周知や講演会開催等、適宜保健所保健師も活動に参加している。

表6 自助組織活動状況

名称	活動状況
神経難病友の会	交流会 情報交換会 (不定期)
網膜色素変性症 仲間の会	
八重山クローン病・潰瘍性大腸炎 患者家族の集い	

エ 医療相談会・講演会・研修会

療養上の不安や悩みを軽減することを目的に、難病患者及びその家族に対する講演会等の実施、また支援者の質の向上を目的に研修会を開催している。

表7 医療相談会・講演会実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日時	H31.1.11	R2.1.22	R3.3.4	R3.11.16	R5.2.25
対象者	ALS 患者・家族	膠原病 患者・家族	ALS 患者・家族	潰瘍性大腸炎・ クローン病患者	膠原病 患者・家族
参加人数	5名	12名	12名	10名	9名

オ 会議

在宅難病患者等地域関係者連絡会議

在宅難病患者やその家族が住み慣れた地域で安心して在宅療養を継続できるよう保健・医療・福祉等関係者が連携し、在宅での支援体制を構築することを目的に実施している。

R4年度開催なし。

カ 難病訪問相談・指導(診療)事業

在宅難病患者に対して、専門医、理学療法士、保健師等による訪問を行い、日常生活の相談や情報提供、介護方法等の相談を行い、在宅難病患者家族の身体的・精神的負担の軽減及び生活の質の向上を図ることを目的に実施している。

表8 難病訪問相談・指導(診療)事業実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	2	1	0	1	1	0
延人数	2	1	0	3	1	0
対象者 疾患	脊髄小脳変性症 パーキンソン病	筋萎縮性 側索硬化症	実施なし	筋萎縮性 側索硬化症 18トリソミー	筋萎縮性 側索硬化症	実施なし

(4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費負担軽減を図り、精神的・身体的不安の解消を目的としている。平成元年の事業開始から申請事務は全て本庁で行っていたが、平成12年2月1日より申請窓口を各保健所へ移管し、当事業の円滑な推進を図っている。

表9 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証 交付件数	4	4	4	5	4	4

3 原爆被爆者関連業務

沖縄県は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当の支給を行っている。

各保健所においては、健康診断等に関する事業の実施や健康相談を通して、被爆者の健康管理に努めている。

(1) 健康診断業務

平成9年度より、保健所において被爆者健康診断記録を保管し、健康診断未受診者の適切な把握を行うとともに、受診勧奨及び事後指導等に活用し被爆者の健康管理に努めている。被爆者へは健診希望調査、健診日程通知、医療機関とは健診日程調整、受診者名簿の通知を行い、健診当日は受診者の健康相談を実施している。

沖縄県では、年3回、前期健康診断、後期健康診断、希望による健康診断を実施している。

ア 原爆被爆者健康診断

表10 原爆被爆者健康診断受診状況

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
対象者	5	5	5	5	5	5	5	5	5
受診者数	1	0	0	0	0	1	0	0	0
健診場所	南部医療センター・ こども医療センター			県立八重山病院			県立八重山病院		

イ 原爆被爆者二世健康診断

表11 原爆被爆者二世健康診断受診状況

年度	受診者数	健診場所
平成30年度	0	県立八重山病院
令和元年度	1	
令和2年度	0	
令和3年度	0	
令和4年度	0	

(2) 相談業務

未受診者へのフォロー、健診後のフォロー、健康相談、各種手続きを実施している。

表12 原爆被爆者関連相談件数

年度	H30		R元		R2		R3		R4	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
電話相談件数	3	6	4	5	2	9	1	3	1	6
来所相談件数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
訪問相談件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

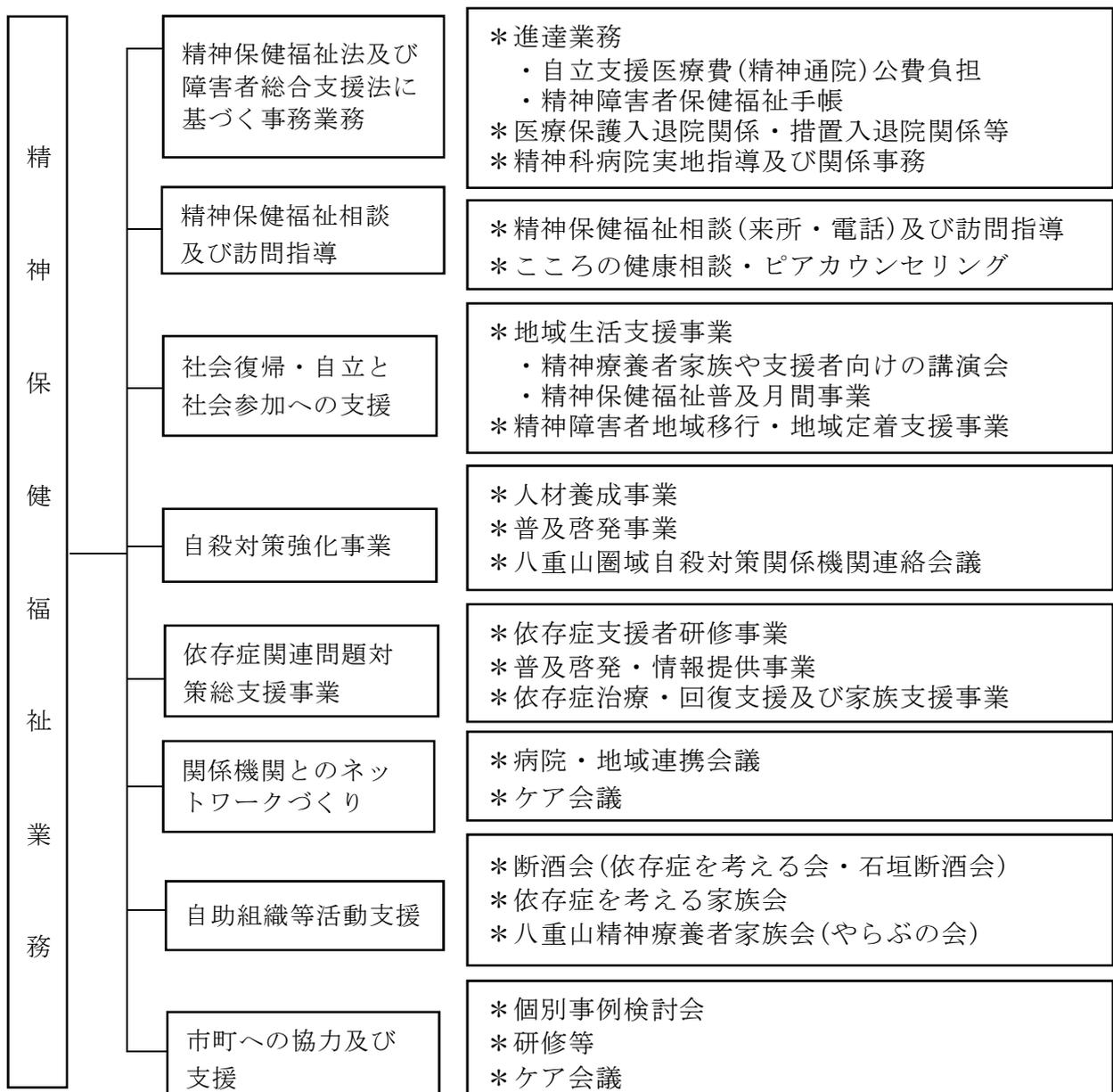
(3) その他の業務

被爆者二世登録申請の受付、各種申請窓口の案内を実施している。

4 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉については、平成 16 年 9 月に厚生労働省においてとりまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な理念に基づき推進されている。昭和 62 年 7 月精神保健法改正により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進に関して法的配慮が確立され、平成 5 年「障害者基本法」の成立を受けて改正された精神保健福祉法(平成 7 年 7 月法改正施行)では、精神障害者手帳の創設や施設の充実など、自立と社会参加促進のための援助という福祉施策が明確に位置づけられた。平成 14 年度より市町村への一部事務移譲と精神障害者居宅生活支援事業が実施され、平成 18 年 4 月障害者自立支援法施行に伴い、通院医療公費負担制度が精神保健福祉法から障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)に移行され、障害があっても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、住民の最も身近な市町村を中心に事業が展開されることになった。その後、平成 26 年 4 月精神保健福祉法の改正で、医療保護入院制度の大幅な変更がなされた。

また、平成 18 年 6 月に成立した自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱が閣議決定され対策に取り組んでいる。平成 29 年には依存症対策総合支援事業実施要綱が定められ、保健所では下記の活動を行っている。



(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づく事務

ア 自立支援医療費(精神通院)公費負担制度 (障害者総合支援法第 52 条)

精神障害の通院医療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法によってその 90%を負担する制度。原則として自己負担となる残りの 10%について、本県においては本土復帰特別措置法の適用により、全額公費負担となる。

また、指定医療機関制度が導入され、病院、診療所のみならず、薬局、訪問看護事業所も指定されることとなった。

<表-1> 市町別申請件数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
石垣市	1020	901	1042	979	1063
竹富町	67	62	54	50	51
与那国町	26	17	2	14	26
計	1113	980	1098	1043	1140

<表-2> 市町別・疾病別自立支援医療費(精神通院)受給者数

(交付月 令和4年4月～令和5年3月)

使用分類	統合失調症	気分障害	てんかん	脳器質性精神障害	中毒性精神障害		知的障害	非定型精神病	心因反応	神経症圏の障害	人格障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動障害	心理的発達障害	小児青年期の行動障害	その他※	計
					アルコール	その他薬物										
石垣市	269	276	135	61	53	4	24	2	0	120	7	3	47	53	2	1056
竹富町	12	11	9	2	1	0	0	0	0	13	0	0	2	0	0	50
与那国町	6	8	4	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0	2	0	26
計	287	295	148	65	55	4	25	2	0	135	7	3	49	55	2	1132
疾病割合	25%	26%	13%	6%	5%	0.4%	2%	0.2%	0.0%	12%	1%	0.3%	4%	5%	0.2%	100%

※その他：上記疾病分類に属さない病名

イ 精神障害者保健福祉手帳制度 (精神保健福祉法第 45 条)

平成7年度の精神保健福祉法の改正に伴い同年10月より実施された制度で、精神障害者に対する各種援助制度を受けやすくし、社会復帰や社会参加の促進及び自立を図ることを目的としている。

本人の申請により交付され、有効期間は2年でその都度更新が必要である。

〈表-3〉 精神保健福祉手帳等級別交付件数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	38	58	42	64	46
2級	102	114	97	142	139
3級	34	37	24	45	45
計	174	209	163	251	230

〈表-4〉 市町別・等級別分類による交付状況(令和4年度)

1級	42	2	2	46
2級	128	8	3	139
3級	41	4	0	45
計	211	14	5	230

ウ 医療保護入院（精神保健福祉法第33条）

医療保護入院とは、自傷他害のおそれはないが精神保健指定医の診察の結果、入院治療が必要であると認められた患者で、本人の同意が得られず、家族等の同意により行われる入院である。この場合、精神科病院は入院した日から10日以内に最寄の保健所長を経由して、県知事に届けなければならない。

〈表-5〉 医療保護入院届出状況(市町別・疾病別)

年度・市町	分類	統合失調症	気分障害	てんかん	脳器障害性	中毒性精神障害		知的障害	非定型精神病	心因反応	その他	計
						コアル	その他					
平成30年度		10	1	0	0	1	1	0	0	0	2	15
令和元年度		23	4	0	4	1	0	0	0	0	4	36
令和2年度		12	4	0	1	0	0	0	0	0	10	27
令和3年度		15	4	0	4	2	0	1	1	0	5	32
令和4年度	計	11	1	0	7	0	0	1	0	0	2	22
	石垣市	11	1	0	7	0	0	1	0	0	2	22
	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 措置入院及び緊急措置入院（精神保健福祉法第 29 条及び第 29 条の 2）

措置入院とは、入院させなければ精神症状により自傷他害のおそれのある精神障害者（疑いのある者を含む）に対して、県知事の権限により行われる入院形態である。

一般からの保護申請、警察官通報、検察官通報、精神病院の管理者からの届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて精神保健指定医に診察させ、2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致し、入院の必要性があると認められた場合に措置入院となる。

緊急措置入院とは、上記措置入院等の手続きが採れない場合に、1名の精神保健指定医の診察で、入院の必要性が認められた場合は72時間に限り緊急措置入院となる。この手続きを行った場合、上記措置入院の手続きをとるか決定する必要がある。

〈表-6〉 申請・通報・届出、措置診察等の状況

	通報等 合計	左記の内訳					事前調査 により措置 診察の 必要がないと認め た者	診察を受けた者	
		一般から の申請	警察官か らの通報	検察官か らの通報	精神病院 管理者か らの届出	その他		措置不要	要措置
		(法第22条)	(法第23条)	(法第24条)	(法第26条第2項)	(法第27条第2項)			(法第29条)
平成30年度	8	0	5	3	0	0	2	2	4
令和元年度	14	0	9	5	0	0	5	4	5
令和2年度	4	0	2	2	0	0	2	1	1
令和3年度	18	0	15	3	0	0	10	3	5
令和4年度※	14	0	14	0	0	0	7	4	3

※令和4年度は緊急措置の対応なし

オ 精神科病院実地指導（精神保健福祉法第 38 条の 6）

目的：人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するため

対象：県立八重山病院（こころ科（精神科））令和4年11月30日実施

(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導（精神保健福祉法第 47 条）

ア 精神保健福祉相談（電話・来所）及び訪問指導

保健師や精神保健福祉相談員が、本人や家族・関係者からの相談（電話・来所）に随時対応し必要に応じて訪問指導を実施している。相談種別は表-7の通りで、最も多いその他の内容は、医療の継続や受診に関する事、療養生活に関する事、日常生活の不安、本人への対応に関する事等である。相談者は本人188件、家族232件、関係機関が543件となっていた（重複含む）。

複雑困難な事例に対しては事例検討等を行い、対応を検討している。

〈表-7〉 精神保健福祉相談(電話・来所)及び訪問指導 相談種別実施件数

令和4年度	実人員	相談種別(延人員)									
		計	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	てんかん	ギャンブル	その他
来所相談	31	43	0	0	3	0	4	2	0	7	27
訪問指導	15	43	0	4	8	0	6	0	0	0	25
電話相談	138	770	3	86	107	0	64	104	2	24	380

イ こころの健康相談・ピアカウンセリング

医療中断又は未治療の精神障がい者(疑いのある者を含む)とその家族や関係者からの相談に対して、精神科医師や臨床心理士、家族相談員等による相談を行い、精神障害者等の早期治療並びに自立と社会参加促進を図ると共に、関係者及び関係機関と連携を密に取りながら地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として実施。令和4年度は、対象者がいなかったため実施回数は0件となっている。

日時：調整の上、随時実施 場所：八重山保健所 1階 第2相談室

〈表-8〉 こころの健康相談 相談種別実施件数

	実施回数	延人員									
		計	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	ギャンブル	その他	
平成30年度	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
令和元年度	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
令和2年度	0	0	0	0		0	0	0		0	
令和3年度	0	0	0	0		0	0	0		0	
令和4年度	0	0	0	0		0	0	0		0	

※R2年度から依存症に関する内容は依存症関連問題対策事業で行う(表-15参照)

(3) 社会復帰・自立と社会参加への支援

ア 地域生活支援事業(障害者総合支援法第77条および第78条)

精神障害者等が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むため、当事者が地域にある社会資源を上手く活用しながら、その有する能力及び適性に応じ生活していくスキルを身につけ、また、地域住民へ精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、精神障害者等が安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目的として、研修会・講演会を実施しているところである(令和4年度は実施無し)。

イ 精神保健福祉普及月間

精神療養者と共に暮らせる地域社会づくりを目指し、当事者及びその関係機関の活動について広く紹介するとともに精神療養者の自立と社会参加を促進するため、関係

機関の参加協力のもと、11月の精神保健福祉普及月間中、八重山保健所管内において各種事業を展開した。

〈表-9〉 精神保健福祉普及月間取り組み状況(主なもの)

取り組み内容	日時	場所	内容	参加機関等
パネル展示 及び作品展	令和4年 11月7日 ～18日	石垣市役所 竹富町役場	関係機関における精神障害者の活動状況及び活動成果、精神保健福祉に携わる行政機関の取組について紹介	・市障害福祉担当課 ・就労継続支援事業所 ・管内精神科病院 ・地域活動支援センター ・八重山保健所

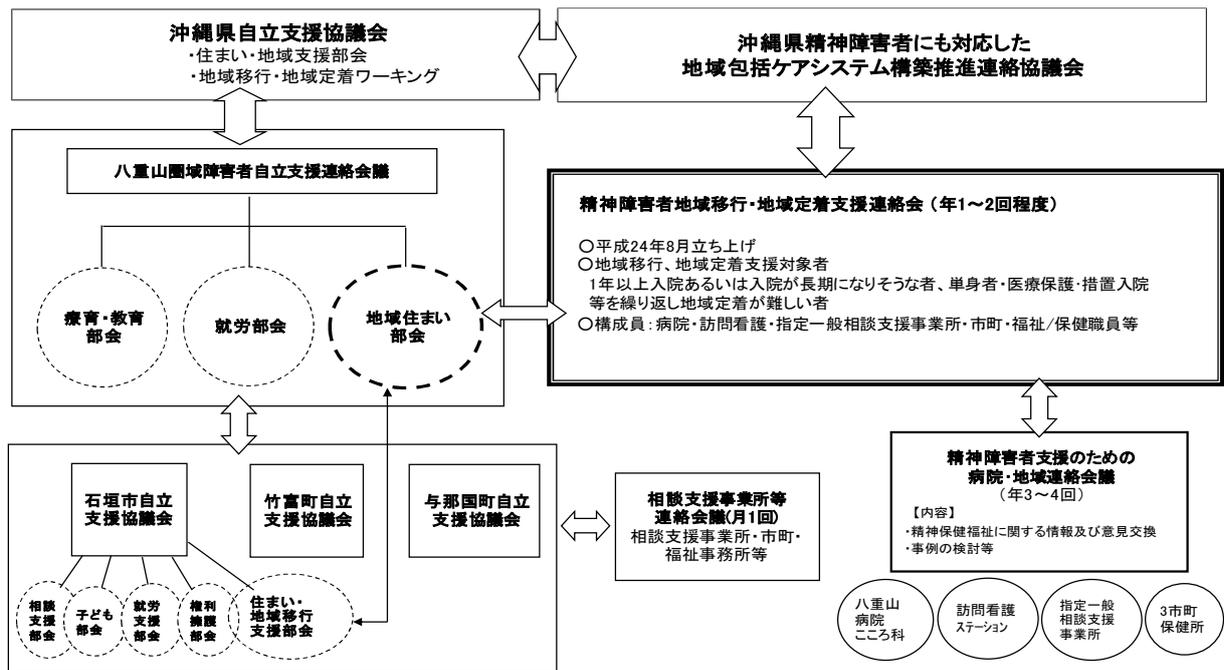
ウ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

本事業は、平成23年度までは、国の補助事業(モデル事業)として取り組まれてきたが、平成24年度からは、障害者総合支援法に基づくサービスとして個別給付化され、全ての都道府県でサービスが受けられるようになった。概ね1年以上の長期入院の退院希望者について、指定一般相談支援事業所が入院中から個別計画を立て、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、地域移行・地域定着支援を進めることになった。

八重山保健所管内でも、圏域の精神障害者地域移行・地域定着支援事業関係者連絡会(協議会)や病院・地域連絡会を開催し、本事業についての関係機関への周知及び資質の向上を図り、体制整備に取り組んでいる。平成24年度には圏域の自立支援協議会部会が、平成25年度には石垣市が自立支援協議会部会を立ち上げ、その中で長期入院者の課題について協議する場が設けられるようになった。

〈図-1〉 八重山管内地域移行・地域定着関係図

八重山圏域精神障害者地域移行・地域定着支援連絡会と障害者自立支援連絡会議等との関連図



H25/9改訂
H28/4改訂
H30/4改訂
R3/11改訂

エ 地域移行・地域定着支援連絡会(協議会)

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下、医療・福祉等の支援を行うという観点から、長期にわたる入院あるいは地域で生活するうえで特に支援が必要な患者への地域生活への移行支援並びに地域生活を継続するための支援の推進・体制整備について検討することを目的として、平成24年度から開催している。

<表-10> 令和4年度地域移行・地域定着支援連絡会(協議会)

開催日時	参加機関数	参加者数	内 容
令和5年 1月18日	15機関	16名	①「地域移行・地域定着支援事業」について 沖縄県及び八重山圏域の現状報告(八重山保健所) ②八重山病院の長期入院者の現状について (八重山病院) ③八重山圏域障害者自立支援連絡会議「地域住まい部会」の取り組み(八重山福祉事務所) ④石垣市障がい福祉課自立支援協議会「住まい・地域移行部会」の取り組み(石垣市障がい福祉課) ⑤地域定着に課題のある事例について(事例検討) ⑥その他、情報提供など

(4) 自殺対策強化学業(地域自殺対策強化交付金交付要綱、自殺対策基本法)

ア 人材養成事業

自殺対策に係る支援関係者の資質向上を図ることを目的として、下記の通り研修会を実施した。

<表-11> 令和4年度研修会概要

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和4年 9月1日 13時35分 ～14時55分	・報告 「八重山圏域における自殺者の現状と対策について」 ・研修 「自殺・自傷行為の理解と対応」	琉球こころの クリニック 院長 大鶴卓 氏	八重山圏域において相談窓口となり得る支援関係者(保健師、看護師、精神保健福祉士、相談支援専門員、等)	14名+消防数名 出入りあり (8機関)
令和4年 9月1日 15時05分～ 16時40分	・事例検討 「典型的な自殺事例を考える」 ①自殺リスクの評価 ②相談への対応 ③支援の繋ぎ			13名 (8機関)

イ 普及啓発事業

自殺対策基本法第7条に基づき、9月（自殺予防週間）及び3月（自殺対策強化月間）において、自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めることを目的に、普及啓発活動を行った。

<表-12>自殺対策普及啓発活動内容

取り組み内容	日時	場所
自殺や精神疾患に対する正しい知識についてのパネル展	令和4年9月上旬～中旬 令和5年3月2日(水)～3月15日(水)	・八重山保健所掲示板 ・八重山合同庁舎1階石礁ホール ・石垣市立図書館
レスキューカードの設置	令和5年3月2日～3月28日(火)	・市町相談窓口（保健・福祉担当周知の声かけのみ） ・八重山合同庁舎1階石礁ホール ・石垣市立図書館 ・石垣市内のスーパーマーケットーサンエー、マックスバリュ（新川店、平真店、石垣店、やいま店） ・石垣市離島ターミナル
地元新聞への記事掲載依頼	令和5年3月上旬	

ウ 八重山圏域自殺対策関係機関連絡会議

沖縄県自殺総合対策行動計画(平成20年3月)の推進にあたり、自殺対策関係機関・団体が連携強化を図り協働して地域の実態を把握すると同時に、地域の実状に応じた自殺予防対策についての検討と推進を図ることを目的として、平成21年2月に設置した。なお、平成30年度より、地域支援検討部会を新たに設置し地域支援連絡票を用いて未遂者支援体制を強化している。

開催日時	内容	参加数
令和5年 2月14日(火) 15:00～16:30	・保健所からの報告 (1)八重山圏域における自殺の現状について (2)自殺対策地域支援検討部会の取り組みについて ・協議 (1)教育現場での未遂者支援、対応状況について (2)医療現場での未遂者支援、対応状況について (3)その他、意見交換	11機関16名

(5) 依存症関連問題対策総合支援事業（依存症対策地域支援事業実施要綱、ギャンブル等依存症対策基本法）

ア 依存症支援者研修事業

依存症支援に係る関係者の資質向上を図ることを目的として研修会を実施。令和4年度は家族支援事業と合わせて実施している。

〈表-13〉 令和4年度研修会概要

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和4年 12月10日 14:00～ 16:30	アルコール依存症講演会 ・講演内容 「アルコール依存症の基本的知識～理解と対応について～」 ・自助組織発表 「当事者と家族からの体験メッセージ」	・医療法人晴明会 糸満晴明病院 地域医療リハビリ部長 山城 涼子氏 ・自助組織代表者	アルコール問題について相談を受ける関係者、家族、関心のある方等	27名

イ 普及啓発・情報提供事業

アルコール健康障害対策基本法第10条に基づき、11月（アルコール依存症普及啓発週間）に、アルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、普及啓発活動を行った。

〈表-14〉アルコール関連問題普及啓発活動内容

取り組み内容	日時	場所
アルコール依存症に対する正しい知識についてのパネル展	令和4年11月10日(水)～ 11月16日(木)	八重山保健所掲示板 八重山合同庁舎1階石礁ホール

ウ 依存症の治療・回復支援事業

依存症者やその家族、関係者等からの相談に対して、精神科医師や臨床心理士、家族相談員等による相談を行い、依存症者等の早期治療並びに自立と社会参加促進を図ると共に、関係者及び関係機関と連携を密に取りながら地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として実施。

〈表-15〉 依存症関連問題相談 相談種別実施件数

	実施回数	延人員				
		計	アルコール	薬物	ギャンブル	その他
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	1	1	0	0	1	0

〈表-16〉 依存症回復プログラム

取り組み内容	日時	件数		
		年度	実人員	実施回数
ギャンブル障害回復トレーニングプログラム（SAT-G）	対象者に応じて月1回ごと（全6回）	令和4年度	1	3

エ 家族支援事業

依存症者の家族に対して、心理教育プログラムのほか、家族会や講演会を開催し、依存症関連問題に関する知識と理解を深めることを目的に実施。令和4年度は支援者研修事業と合わせて実施している。

〈表-17〉 令和4年度研修会概要

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和4年 12月10日 14:00 ～16:30	アルコール依存症講演会 ・講演内容 「アルコール依存症の基本的知識～理解と対応について～」 ・自助組織発表 「当事者と家族からの体験メッセージ」	・医療法人晴明会 糸満晴明病院 地域医療リハビリ部長 山城 涼子氏 ・自助組織代表者	アルコール問題について相談を受ける関係者、家族、関心のある方等	27名

(6) 関係機関とのネットワークづくり

ア 病院・地域連携会議

精神保健に従事している関係機関が会し、入院または支援中の患者あるいは治療中断者、未治療患者に関する情報交換を円滑に行えることにより、タイムリーな連携支援ができることや八重山圏域の精神保健事業が円滑に行えることを目的に平成24年度から実施している。

〈表-18〉 病院・地域連携会議内容

	開催日時	参加数		内 容
第1回	R4.5.18	12機関	18名	・こころ科の診療体制について ・その他、情報提供
第2回	R4.8.31	11機関	17名	・精神障がい者の家族相談について(医療機関での対応) ・その他、情報提供
第3回	R5.1.18	15機関	16名	※八重山圏域精神障害者地域移行・地域定着支援連絡会を実施 <表-10>参照
第4回	R5.3.1	13機関	17名	・(前回事例検討からの報告)関係者の関わりを拒否するケースに対し関係機関ができること ・精神疾患の方への生保ワーカーによる就労に向けた指導について ・精神疾患の方への生活習慣病予防のための健診受診勧奨について ・担当職員変更時、ケースの不安軽減のために各機関で工夫していること ・その他、情報提供

イ ケア会議

入院中の患者や処遇困難事例等について、退院前の在宅支援調整や適正な医療を保持し、地域で安心して生活を送るために具体的な支援方針等を関係者で協議、確認等を行っている。

〈表-19〉 ケア会議

実人員	延人員
12 件 (4 件)	26 件 (14 件)

※ ()は保健所主催のケア会議件数

(7) 自助組織等活動支援

ア 依存症を考える会

依存症で悩む者同士が、自らの体験を語り合い、交流する中で共に支え合う自助グループである。

平成元年に発足し週1回例会を開催していた。

諸事情から休会していたが、平成27年6月に家族会の支援を受けながら月1回の定例会を再開した。その後、参加者の要望により平成29年1月より週1回の定例会となり、活動回数が増えた。

定例会：毎週火曜日 午後7時～9時

場 所：八重山保健所内会議室

イ 依存症を考える家族会

平成10年度に実施した酒害家族教室終了後、受講者の中から共通の悩みを抱えている者同士が集まり、お互いの悩みを話し合う場が欲しいとの要望があり、平成10年11月から八重山断酒会家族会として活動を開始したが、諸事情から休会状態にあった。平成24年度、再び家族会のニーズが上がり、保健所も支援する中で平成24年10月より「アルコール問題を抱える家族会」として活動を再開した。

平成27年6月に「依存症を考える家族会」に名称を変更している。

定例会：毎月第1土曜日 午後2時～4時

場 所：八重山保健所内会議室

ウ 八重山精神療養者家族会「やらぶの会」

精神障害者の家族が、お互いに悩みを語り、ふれあい、学習する中で共に成長していくために、平成6年に八重山精神療養者家族会「やらぶの会」が発足した。

会は平成10年度に小規模作業所「いこいの家」を開設、平成20年1月にNPO法人「結いの会」を設立すると共に「いこいの家」を就労継続支援事業所として運営を引き継いだ。月1回家族会が開催され、家族が集まり悩みを語り合う場となっている。令和2年度途中から休会となっていたが、令和4年度途中から活動を再開している。

定例会：毎月第3火曜日 午後3時30分～4時30分

場 所：(令和元年8月まで)就労支援事業所 いこいの家

(令和元年9月から)石垣市ふれあい交流施設 ゆいくるセンター

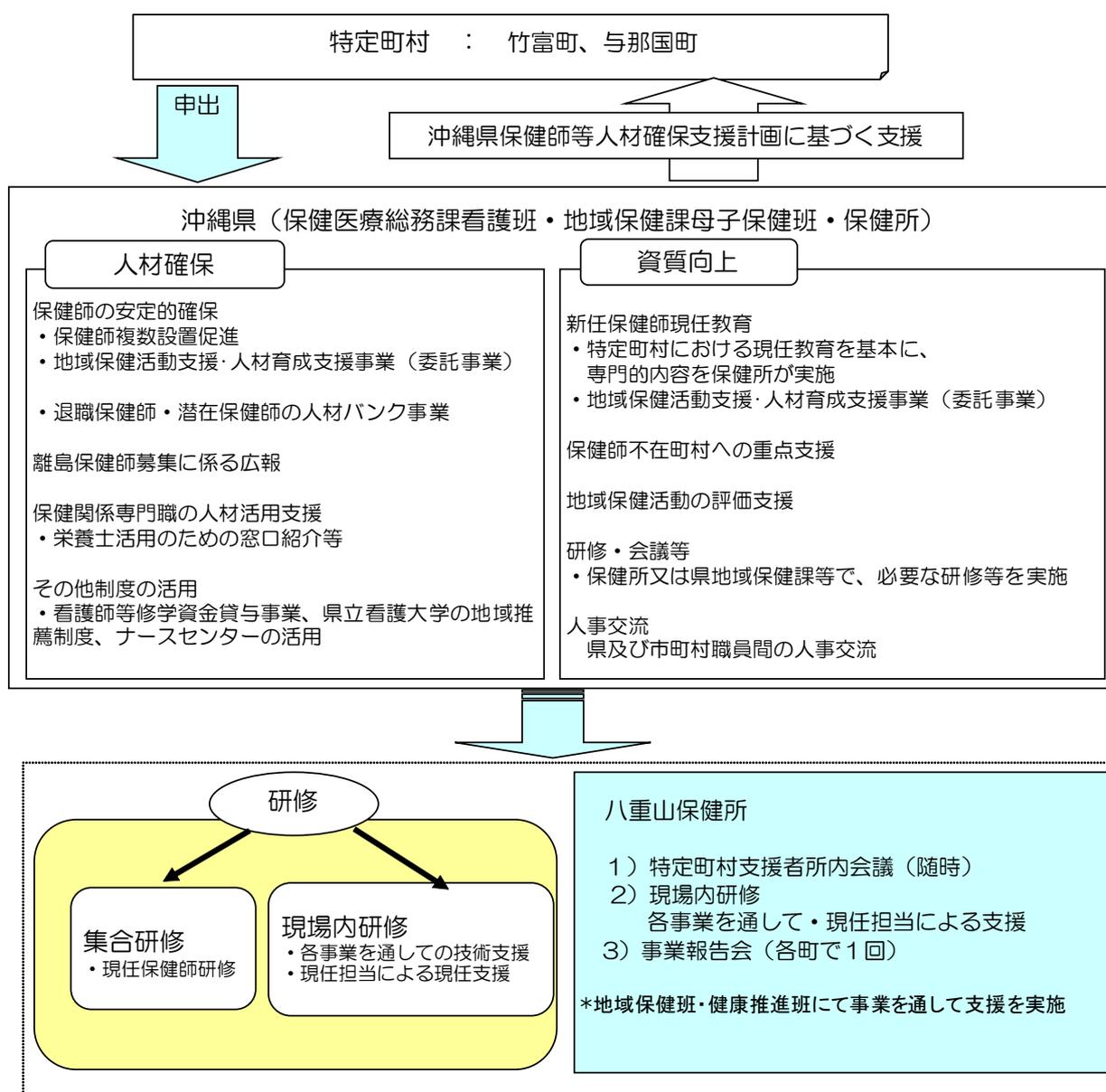
5 特定町村支援

特定町村とは「離島町村でかつ人口規模や地理的諸条件により、町村が必要な処置を講じたにもかかわらず地域保健対策に必要な人材の確保・定着が困難な町村」をいい、八重山圏域においては竹富町と与那国町が特定町村となっている。

平成9年の地域保健法の施行により、市町村が、自らの責務において保健師等の専門職を確保し、住民に身近な保健サービスを提供することになった。それに伴い、沖縄県は昭和26年以来の保健婦駐在制を廃止した。しかし、町村によっては、保健師等の専門職の確保及び定着が困難な状況にあることから、県では平成9年から「沖縄県保健師等人材確保支援計画」を策定し特定町村の保健師等の人材確保や資質向上等の支援を実施している。

法的根拠：地域保健法第21条 沖縄県保健師等人材確保支援・育成支援計画(第10次)

(1) 八重山保健所の支援概要



(2) 管内特定町村支援実施状況

ア 管内特定町村保健師数

管内特定町村	竹富町	与那国町
保健師数（新任保健師再掲）	8人（4人）	2人（0人）

イ 特定町村支援に関する会議及び研修会

	事業内容	実回数	参加回数		事業名や内容
			竹富町	与那国町	
新任保健師 現任教育	現任教育	0	0	0	・竹富町、与那国町ともに現任教育依頼はなし。保健師が複数配置されており、中堅保健師（リーダー）がいる。 ・竹富町には実務経験の少ない育休明けの保健師1人を含め、保健師経験5年以内の新任期保健師が4人いるが、課長補佐の保健師もいることから、町にて現任教育予定。与那国町も複数体制で保健師経験16年のリーダー保健師がいる。
	事例検討会	0	0	0	・H29年度まで竹富町新任期保健師と保健所新任期保健師合同にて事例検討会を実施していたが、H30年度より竹富町は独自に毎月のスタッフ会議にて実施。
会議・連絡会	母子保健	8	5	3	・市町 保健所 医療機関等連絡会議 ・母子保健事業担当者会議
	精神保健	5	4	1	・病院 地域連携会議：年3回開催 ・地域移行地域定着支援連絡会：年1回開催 ・自殺対策関係機関連絡会議：年1回 自殺未遂者のフォロー体制
	健康づくり	8	4	4	・行政栄養士連絡会議 ・食生活改善推進協議会活動支援会議 ・健康おきなわ21推進会議 部会 ・がん検診担当者会議
研修 講習会	母子保健	2	1	1	・母子保健関係者研修会
	健康づくり	0	0	0	・健康づくりリーダー研修
	精神保健	2	2	0	・アルコール依存症研修会 ・自殺対策支援者研修会
地域保健活動の 評価支援	事業報告・ 評価	0	0	0	
その他支援	事業支援	0	0	0	
	困難事例の 支援	0	0	0	・母子難病及び精神の対応困難事例に関する支援
	計画の策定 協議会や作 業部会への 参加	2	0	2	・どうなん21推進会議 与那国食育推進会議

